

受益者分担金の納付について

下水道への接続に係る受益者分担金は、宅内排水設備工事の完了検査後に納付いただいております。

受益者分担金とは

下水道事業における下水道管、ポンプ場、終末処理場などの施設整備には、多額の費用と年月を要します。この事業によって利益を受ける方々に対し建設改良費の一部を負担していただくことで、負担の公平性を図るとともに、関連施設の整備を促進していこうというのが「受益者分担金」です。

※都市計画法第75条又は地方自治法第224条に基づき徴収するものです。

◎受益者分担金

受益者分担金額は、供用開始日から使用開始日までの経過年数により異なります。

受益者分担金額

供用開始日から	1年以内	270,000円
	2年以内	280,000円
	3年以内	300,000円
	4年目以降	320,000円

※供用開始日とは、公共下水道の整備が完了し、下水道への接続ができるようになった日です（供用開始日は、区域によって異なります。）。

◎受益者分担金額の決定

宅内排水設備工事完了後、担当職員が検査を行います。検査に合格の後、使用開始届の提出が可能となり、提出した日が下水道の使用開始日となります。市は、供用開始日から使用開始日までの経過年数によって金額を決定し、受益者分担金決定通知書を送付します。

◎受益者分担金の納付方法

1) 受益者分担金は、「一括」又は「分割（3分割又は12分割）」での納付方法がありますので、いずれかを選択してください。

※金額の決定後は、支払方法の変更はできません。選択の際は、無理のない納付方法を選択してください。

※納付できない場合は滞納となり、督促手数料及び延滞金が発生します。

2) 「納付書」による納付について、一括納付の場合は使用開始日の翌月の20日頃、分割納付の場合は、分割支払月（裏面参照）の20日頃に「納付書」を送付いたします。納期限までに、お近くの金融機関（裏面参照）又は市役所・市民局の窓口で納付してください。

3) 「口座振替」をご利用される方は、事前に金融機関（裏面参照）での手続が必要となります。口座振替の手続が完了した後、月末（休業日の場合は翌営業日）にご指定の口座から引き落としいたします。

※口座振替の登録には、1か月程度必要です。

◎分割納付について

受益者分担金の分割納付には、年度分割（3年3分割）、年度4期分割（3年12分割）があり、3年間で納めていただきます。

年度分割（3年3分割）の支払

供用開始から	1年以内	2年以内	3年以内	4年目以降
1年目	90,000円	100,000円	100,000円	120,000円
2年目	90,000円	90,000円	100,000円	100,000円
3年目	90,000円	90,000円	100,000円	100,000円
合計	270,000円	280,000円	300,000円	320,000円

年度4期分割（3年12分割）の支払

供用開始から	1年以内	2年以内	3年以内	4年目以降
1年目第1期	28,000円	27,000円	25,000円	34,000円
1年目第2期	22,000円	23,000円	25,000円	26,000円
}	}	}	}	}
3年目第4期	22,000円	23,000円	25,000円	26,000円
合計	270,000円	280,000円	300,000円	320,000円

（※）分割納付の支払月は、5月、8月、11月及び2月です。

◎受益者分担金を納付及び口座振替できる金融機関

株式会社京都銀行
京都北都信用金庫
京都農業協同組合
京都府信用漁業協同組合連合会
但馬信用金庫
株式会社ゆうちょ銀行・郵便局（近畿2府4県）

問合せ先

京丹後市大宮町口大野226番地
京丹後市上下水道部経営総務課
お客様サービス係
0772-69-0550